

令和5年度 岐阜県相談支援従事者現任研修実施要項

1 研修の目的

地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために、県下の障がい福祉の動向及び各種制度等への理解を深めるとともに、困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより、相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とします。

併せて、地域自立支援協議会の役割の理解と相談支援専門員の関わりを通して、障がい者ニーズに応えられる地域支援ネットワークの構築を目指す研修の機会とします。



2 実施主体

岐阜県

(社会福祉法人岐阜県福祉事業団 障害者地域支援・研修センターが岐阜県から委託を受け実施します。)

3 研修期間・研修会場

今年度は次の通り開催いたします。

1. 講義部分を双方向型オンラインにて1日間実施。
2. 講義・演習部分を集合にて3日間実施。

※オンライン受講の方法については、受講決定時に詳細をご案内いたします。

〈講義〉全受講生共通

| | 開催日 | 開催方法 |
|------|---------------|-----------|
| 第1日目 | 令和5年 8月21日(月) | オンラインにて実施 |

〈講義・演習〉

| 日程 | | 開催日 | 開催場所 |
|---------|------|---------------|---|
| ① 日程 | 第2日目 | 令和5年 8月22日(火) | テクノプラザ プラザホール (各務原市テクノプラザ 1-1 Tel058-379-2232) |
| | 第3日目 | 令和5年 9月28日(木) | |
| | 第4日目 | 令和5年10月30日(月) | |
| ② 日程 | 第2日目 | 令和5年 8月23日(水) | |
| | 第3日目 | 令和5年 9月29日(金) | |
| | 第4日目 | 令和5年10月31日(火) | |
| ③ 日程 | 第2日目 | 令和5年10月19日(木) | |
| | 第3日目 | 令和5年11月21日(火) | |
| | 第4日目 | 令和5年12月26日(火) | |

〈実習〉

| 開催日 | 開催方法 |
|---------------------------------------|-----------|
| 第2日目と第3日目の間及び 第3日目と第4日目の間のそれぞれ数日程度 | 圏域ごとに開催予定 |

4 受講対象者

相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する方。また、岐阜県内の各圏域の相談支援体制等の実状を踏まえて、実習に参加することが可能な方。かつ、「事前課題(※)」の提出が可能な方。(※「9 事前課題」参照)

【「一定の経験」の要件について】

初回の現任研修では、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること、2回目以降の現任研修では、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること又は現に相談支援業務に従事していることが受講の要件となります。

ただし、旧カリキュラム受講者(令和2年4月1日より前の5年間において、相談支援従事者初任者研修、相談支援従事者現任研修、主任相談支援専門員研修を修了した方)は、初回受講時については、上記の要件を満たさなくても受講可能です。

注意事項

相談支援専門員の資格は、更新制となっています。資格を継続するためには、初任者研修の修了後、5年ごとに現任研修を修了する必要があります。

よって、平成30年度に初任者研修を修了した方については、今年度中に現任研修を受講しないと令和5年度末で相談支援従事者(相談支援専門員)の資格を失効しますのでご注意ください。資格を失効した方は、再度初任者研修を受講することになります。



＜相談支援従事者(相談支援専門員)の5年ごとの更新について＞
 (例) H30 31 (令和1) 令和2 令和3 令和4 令和5 (年度)
 初任者研修
 受講年度 5年に1回受講

5 募集定員

おおむね 150人

※受講希望者が募集定員を超過した場合は、相談支援専門員として現在従事されている方で、今年度資格失効となる方を優先します。また、事業所推薦の優先順位や実務経験等も勘案し、選考により受講の可否を決定させていただきます。

※県外の方からの申込も可としていますが、定員を超過した場合は県内の方を優先します。

※申込状況によっては受講をお断りすることもありますので、あらかじめご了承ください。

6 研修内容

| | | 時間 | 内容 |
|----|-------|-------------|---------|
| 講義 | 日目 第1 | 8:00 ~ 9:00 | オンライン受付 |
| | | 9:00 ~ 9:30 | ガイダンス |

| | | | |
|--|--|-----------------------|---|
| | | 9:30～11:05 (休憩含む) | 講義1『総合支援法及び児童福祉法等の現状』 |
| | | 11:15～12:15 | 講義2『本人を中心とした支援におけるケアマネジメント及び コミュニティソーシャルワークの理論と方法① ～意思決定支援に着目した個別相談支援～』 |
| | | 13:15～14:15 | 講義3『本人を中心とした支援におけるケアマネジメント及び コミュニティソーシャルワークの理論と方法② ～チームアプローチ(多職種連携)～』 |
| | | 14:25～15:25 | 講義4『本人を中心とした支援におけるケアマネジメント及び コミュニティソーシャルワークの理論と方法③ ～コミュニティワーク～』 |
| | | 15:35～17:10 (休憩含む) | 講義5『実践研究及びスーパービジョンによる 人材育成の理論と方法』 |
| | | 17:10～17:20 | ふりかえりテスト |

| | | | |
|----|------|----------------------|-------------------|
| 演習 | 第2日目 | 9:00～9:30 | 受付 |
| | | 9:30～17:00 (休憩含む) | 演習『個別支援とケアマネジメント』 |

| | |
|-------------|--|
| 実習 (1か月) | 実習1(事前課題における自己の事例の再検討) ※詳細は研修第2日目の実習ガイダンス時に案内します。 |
|-------------|--|

| | | | |
|-------|------|----------------------|-----------------------------------|
| 講義・演習 | 第3日目 | 9:00～9:30 | 受付 |
| | | 9:30～17:00 (休憩含む) | 演習『相談援助に求められるチームアプローチ ～多職種連携～』 |

| | |
|-------------|---|
| 実習 (1か月) | 実習2(自圏域における相談支援体制や実施されている協議会について知る) ※詳細は研修第3日目の実習ガイダンス時に案内します。 |
|-------------|---|

| | | | |
|-------|------|----------------------|------------------------------|
| 講義・演習 | 第4日目 | 9:00～9:30 | 受付 |
| | | 9:30～17:00 (休憩含む) | 演習『地域をつくる相談支援(コミュニティワーク)の実践』 |

*やむを得ず研修内容を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

7 受講申込

●提出方法

岐阜県ホームページ内にリンクが掲載されています、『令和5年度 岐阜県相談支援従事者現任研修 申込フォーム』からお申込ください。

申込フォームから申し込めば研修事務局から返信メールが届きます。

必ず返信メールが届いたことを確認していただき、返信メールが届かない場合は研修事務局までご連絡ください。



●提出書類

| フォーム内に添付いただく書類 |
|--|
| ①別紙様式1「令和5年度 岐阜県相談支援従事者現任研修 実務経験証明及び申告書」 フォーム内記載の「17 受講理由リスト」にて選択する受講理由が以下に該当する方 ・現在、相談支援専門員として従事しているため ・現在、相談支援業務に従事しているため ・現在は従事していないが、過去5年間で2年以上の相談支援の実務経験があるため |
| ②（必須）「相談支援従事者 <u>初任者</u> 研修」の修了証書コピー |
| ③（受講されたことがある方）「相談支援従事者 <u>現任</u> 研修」の修了証書コピー |
| ④別紙様式2（該当する方のみ）「受講に当たっての配慮の申出書」 |

- ※1 受講を修了した方には修了証書を交付することとしているため、受講者の氏名、生年月日については特に誤りのないようお願いします。
- ※2 申込内容に不備があった場合は、受講不可といたします。
- ※3 別紙様式1の記入例がありますので、ご記入される際にはご参考願います。
- ※4 記載内容について問合せをすることがありますので、添付書類の保管、申込フォーム画面の印刷をお願いします。
- ※5 同一事業所で複数申込の場合は、おひとりずつお申込ください。
- ※6 研修に関するお問合せは、障害者地域支援・研修センター（0575-29-7732）へお願いします。

●申込締切および提出方法

* 締切 令和5年6月26日（月）17：00【必着】

※締切後の申込は一切受けません。

余裕を持ったお申込にご協力をお願いします。



ご注意ください！

- ① 受講申込内容において虚偽が認められた場合には、受講申込を取消し、当該年度以降の当該法人からの申込を受けません。
- ② 定員等の事情により、受講をお断りする場合がございますのでご了承ください。
- ③ 演習日程の希望はできませんので、全日程受講可能な方のみお申込ください。又、申込内容の変更および受講決定後のキャンセルはお受けできません。申込時に十分ご検討ください。
- ④ 研修修了後、事業所に配属される際には、別途、実務経験の内容について審査等が行われますので、あらかじめご了承ください。

8 受講の可否決定通知の送付

● 発送時期 令和5年7月中旬（予定）

● 通知先 申込時に記載の事業所宛（個人での参加の方は個人宛）へ通知します。
方が、令和5年7月25日（火）を過ぎても通知が届いていない場合は、障害者地域支援・研修センター（TEL 0575-29-7732）までご確認ください。

9 事前課題（受講決定者）

受講決定者全員に、事前課題を提出していただきます。

事前課題は、現在支援をしている事例1つを別途指定する様式にまとめていただき、演習で使用します。

（ご自身で事例対象の方に依頼ができる方のみが、受講申込対象者となりますのでご了承ください。）

決められた期日までに事前課題の提出が無い場合、実習に関する課題の提出が無い場合は演習の受講ができません。

詳細につきましては、受講決定通知時にご案内させていただきます。

10 修了証書

全課程を修了した方には岐阜県知事名の修了証書を交付します。

遅刻・途中退室・欠席した場合は、原則、修了証書は交付されません。

また、受講態度の悪い方（私語、居眠り、受講中の喫煙、携帯電話の使用、移動中の車両内での受講等）も修了証書が交付されません。

11 研修負担金（振込）

研修負担金として、1人につき8,500円をご負担いただきます。受講決定通知と共に研修負担金と振込先等についてのご案内をします。

また、振込手数料、旅費及び滞在費につきましては、受講者側のご負担となります。

※受講決定された方は、必ず研修負担金をお振込ください。入金後のキャンセル・欠席など、いかなる場合においても返金はできませんので予めご了承ください。

12 個人情報

当研修の申込書等に記載された個人情報は、参加の承認・研修負担金の徴収・お知らせ等に利用すると共に、修了証書作成等のために岐阜県へ提供します。

また、提出された個人情報は研修以外の目的で使用せず、個人情報保護法に則り適正に管理致します。

13 受講環境について

講義は、Zoomを使用するの双方向型オンライン研修のため、受講には安定したインターネット環境とパソコンが必要となります。オンライン研修の受講環境は、推薦する事業者が責任を持って確保してください。詳細については別紙をご確認ください。（ウェブカメラ、ヘッドフォン等が必要です。）

※個人受講の方で、インターネット環境とパソコンの準備が困難な方は、障害者地域支援・研修センターまでお問合せください。

14 受講に当たりサポートが必要となる方の申出について

障がい等の理由により、サポートが必要である場合は、別紙様式2「受講に当たっての配慮の申出書」をご記入ください。なお、詳細について直接確認を取らせていただく場合があること、またご希望に十分対応しきれない場合があることをあらかじめご了承ください。

15 問合せ先

障害者地域支援・研修センター

（ひまわりの丘地域生活支援センター内）

住所：〒501-3938 関市桐ヶ丘3-2

TEL：0575-29-7732 MAIL：hima-kenshu@gifu-fukushi.jp

*お電話の際は、はじめに「研修についての問合せ」とお伝えください。

（問合せ時間：平日 9：00～17：00）

